

海外社員旅行と給与所得課税

Q : 海外社員旅行の費用の会社負担額が給与にあたるかどうか争われていた事案について判決があったようですが、その内容を教えてください。

A : 1人当たり会社負担額が高額であるため、社会通念上一般的に行われている福利厚生行事の範囲内とは言えず、給与所得として課税すべきものであると判断されました（平成14年4月11日岐阜地裁）。

【解説】

従業員が使用者から受ける経済的利益は、原則として給与所得として課税されますが、社会通念上一般的に行われていると認められる福利厚生行事の範囲内であれば、給与として課税しないこととされています。給与として課税しない場合の目安として、国税庁の通達では、①海外での滞在日数が4泊5日以内で、②全従業員の50%以上が参加するような場合をあげていますが、あくまでも最終的には、その旅行の目的や金額など諸般の事情を総合的に勘案して判断すべきものとされています。

この事案では、平成8年シンガポール4泊6日、平成9年サイパン4泊5日、平成10年タイ4泊6日と、日数はおおむね通達の範囲内ですが、1人当たり会社負担額がそれぞれ204,919円、199,501円、165,066円と、他の企業の例と比較して高額であり、社会通念上一般的に行われている福利厚生行事とは認められないとして、従業員への給与とされました。

